

遺産相続 手続き簡素化

法務省 戸籍情報、証明書1通に

法務省は5日、遺産相続の手続きを簡素化する制表した。戸籍関係の情報付をいったん法務局で受領し、3面きょうの1つに、度々来春から始めると発が記載された証明書の交付ければ、銀行やその他の

遺産相続人の負担軽減

手続き簡素化 戸籍集め、なお課題

法務省が相続手続きの簡素化を決め「素人には至難の業」(相続診断協会)とされている。たは、相続で最も面倒な戸籍集めの作業は残る。マインバーを戸籍に適用するとして、さらに手続きを簡素化する必要がある。(1面参照)

相続人はこの大量の書類一式がなければ何もできない。母親の銀行預金を引き出すにも書類を複数の銀行窓口に出さなければならず「仕事がまったく手に着かないほど忙殺された」という。

新制度では、集めた書類一式を法務局に提出すると証明書が発行され、それを金融機関などに提出すればよくなる。

それでも、最も手間がかかる戸籍集めの作業は新制度の導入後も変わらない。高齢化社会を反映し、死亡者数は毎年120万人を超えている。信託銀行に遺言を預けたり、執行を依頼したりし

行政窓口で大量の戸籍関連の書類を提出しなくても、相続の手続きを進めることができる。同省は今年度中に不動産登記規則を改正し、2017年度の運用開始を目指す。(関連記事5面に)

これまで、被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本など相続に必要な書類を大量に集め、法務局や銀行などにそれぞれ提出する必要があった。少しでも書類に不備があれば手続きが滞る問題が指摘されていた。

申請ごとに多くの書類必要

▽：不動産を遺産相続する場合、死亡した人と相続する人の双方を確定するために書類の準備が必要だ。被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本がいるほか、転籍や婚姻をしている場合は除籍謄本も必要になる。相続人全員の戸籍謄本や住民票、遺産分割協議で相続した場合、遺産分割協議書や印鑑証明書もそろえなければならない。

▽：現行制度では複数の地域での不動産相続や金融機関の預貯金の相続に必要書類が異なる。相続を申請するたびに書類一式が必要だ。法務省が来春始める新制度では最初に申請する法務局で証明書をもらえば、次の場所ではその証明書のみで申請できる。

▽：現行では書類に不備があると再提出が求められる、手続きの遅れにつながる。複数の金融機関の遺産を相続する際には、1人の被相続人について各金融機関が別々に確認作業に追われ、無駄な労力を費やしているとの指摘もある。

遺産相続

相続に必要な書類が簡素になる

【現行】

- 各法務局や金融機関で以下の書類一式が必要
- ①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ②相続人の現在の戸籍謄本
- ③相続人の住民票の写し
- ④(遺産分割協議で相続した場合)遺産分割協議書、印鑑証明書

【新制度では】

- 法務局で書類一式を出すと証明書を発行
- ↓
- 別の法務局や金融機関では証明書のみでOK

きょうのDIVE

え、金融機関側でも審査に多大な手間がかかっている。